

令和7年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

八戸平原地区水利権更新検討業務

特別仕様書

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

国営造成施設総合水利調整管理事業八戸平原地区水利権更新検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営八戸平原地区の水利権更新に係る受益面積、用水系統用水計画主要諸元を整理するほか、用水量計算、水収支計算等を行い、河川協議の説明資料及び協議図書（案）の作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする八戸平原地区は青森県八戸市他1町及び岩手県九戸郡軽米町地内で、別添位置図のとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

1	現地調査	1式
2	受益面積の整理、転用位置図の作図	1式
3	用水系統図等作成	1式
4	用水計画主要諸元の整理	1式
5	用水量計算	1式
6	水収支計算	1式
7	河川協議図書作成	1式
8	点検とりまとめ	1式

(土地への立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に押印し作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-11条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、履行確実性の評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料を基に以下の内容について履行確実性の評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には移行の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反得させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

第2章 作業条件

(適用する図書等)

第2-1条

「農業農村整備事業のための河川協議の実務 1998年版」の内容を適用し河川法の主旨を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。

(貸与資料)

第2-2条

貸与資料は次のとおりである。

貸 与 資 料	数 量
二級河川新井田川水系新井田川、松館川及び瀬月内川における特定水利使用に関する河川法第 23 条、第 24 条に係る同法第 95 条に基づく協議について（平成 29 年 6 月 15 日同意）協議図書及び添付資料	1 式
平成 26 年度国営造成施設水利管理事業 八戸平原地区水利使用計画検討業務報告書	1 式
平成 27 年度国営造成施設水利管理事業 八戸平原地区河川協議資料作成業務報告書	1 式
八戸平原地区受益面積資料（令和 6 年度時点）	1 式

（貸与資料の取扱い）

第 2 - 3 条

第 2 - 2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料の記載事項に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3 - 1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙 1 「作業項目内訳表」（作業実施欄）に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目	作業数量	備 考
1. 現地調査	1 式	
2. 受益面積の整理、転用位置図の作図	1 式	
3. 用水系統図等作成	1 式	
4. 用水計画主要諸元の整理	1 式	
5. 用水量計算	1 式	
6. 水収支計算	1 式	
7. 河川協議図書作成	1 式	
8. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業の着手段階
- 第2回 中間打合せ（用水計画主要諸元の整理段階）
- 第3回 中間打合せ（水収支計算とりまとめ段階）
- 第4回 中間打合せ（河川協議図書の作成段階）
- 最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字新寺町149-2

東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- (6) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	<p>河川協議資料を作成する為に、発注者と対等に現地の対応ができるように必要な現地調査を行う。</p> <p>また、協議図添付用の写真撮影を行う。</p>	○
2. 受益面積の整理、転用位置図の作成	<p>貸与資料を基に、転用面積及び受益面積（令和7年3月時点）を整理し転用位置図を作成する。</p> <p>協議図書添付図面についても転用データを反映した内容とする。</p>	○
3. 用水系統図等作成	<p>貸与する協議図書に添付された図面を基に面積の転用となった部分を作図する。</p>	○
4. 用水計画主要諸元の整理	<p>かんがい面積、畑地かんがい諸元、不特定用水（世増ダム下流域水田）のかんがい諸元、農水以外の特定及び不特定用水等の用水計画主要諸元を整理し、現行水利権との対比表を作成する。</p>	○
5. 用水量計算	<p>受益面積及び用水計画主要諸元の整理結果を基に、用水量計算を計画基準年（昭和48年）について行う。</p>	○
6. 水収支計算	<p>貸与する協議図書を基に、世増ダム確保容量計算を計画基準年（昭和48年）について行う。</p>	○
7. 河川協議図書作成	<p>受益面積、用水計画主要諸元、用水量計算、水収支計算等を取りまとめ、河川協議図書（案）を作成する。</p>	○
8. 点検とりまとめ	<p>成果資料の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。</p>	○